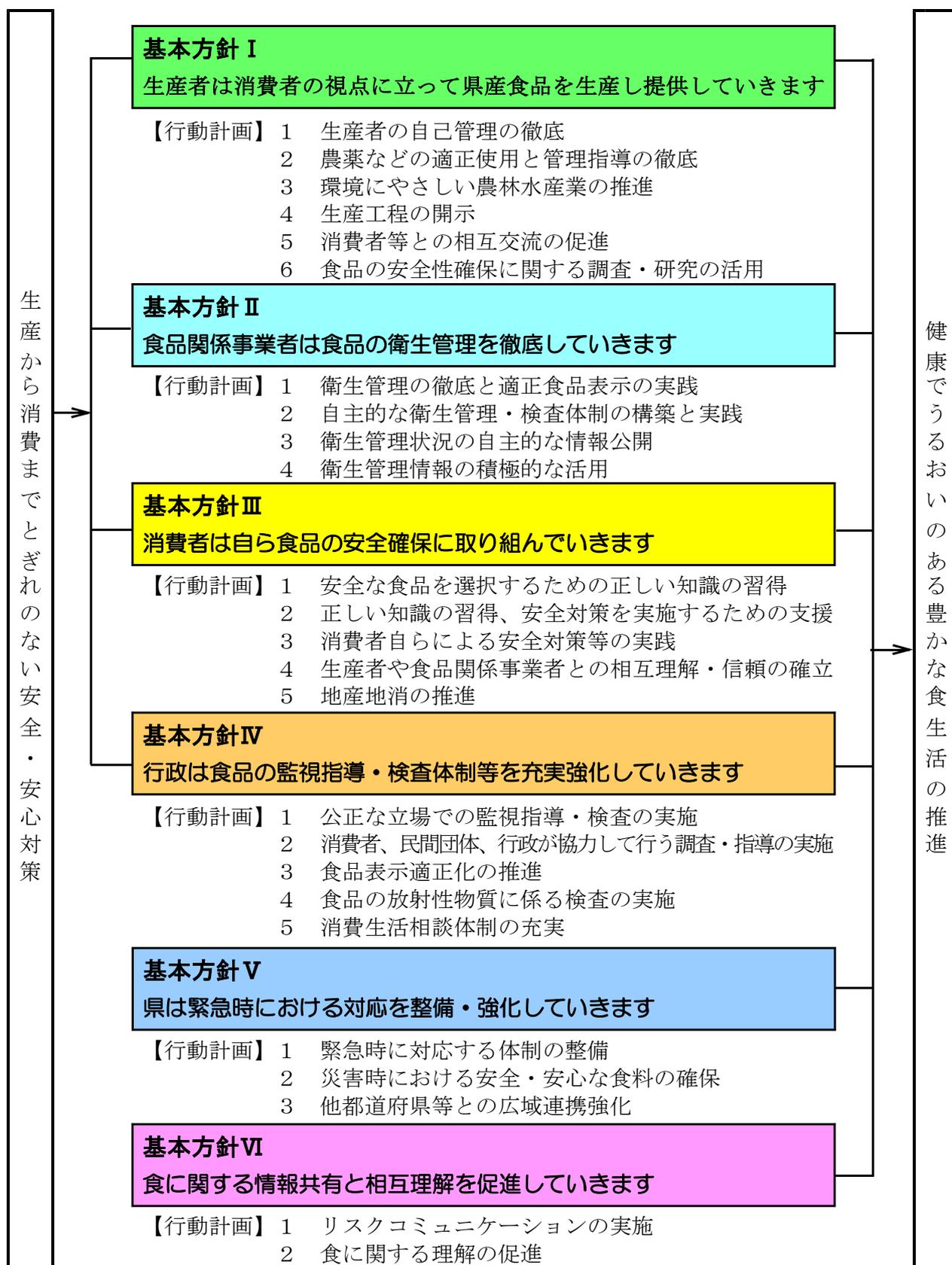


青森県食の安全・安心対策総合指針に基づく  
令和2年度取組実績（令和3年2月末現在）及び令和3年度取組方針

# 総合指針体系

## 基本方針と行動計画



## 基本方針Ⅰ 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます

推進目標	1 認証GAP取得産地数
	2 エコファーマー認定者数
	3 環境にやさしい農業の取組面積

※ GAPとは、Good Agricultural Practiceの略語で、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことで、持続的な生産・改善活動を行うこと

### 1 認証GAP取得産地数

#### 【令和2年度取組方針】

引き続き、GAPに取り組む農業者の育成・確保に向け、農業者のニーズやレベルに応じたGAP指導を行うとともに、JAと連携した生産部会を対象とした改善指導を行う。また、国交付金を活用し、農業高校への認証GAP取得を支援する。

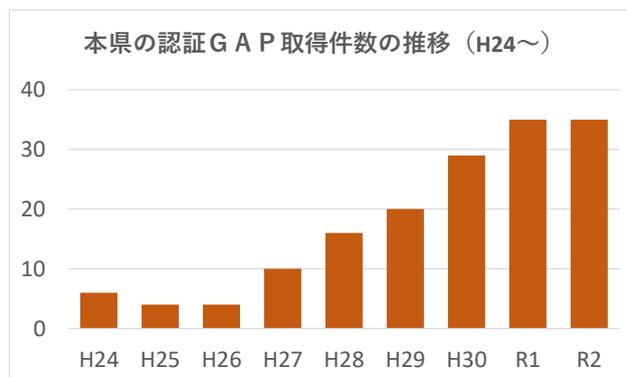
#### (1) 取組実績

農業者等を対象とした「GAPをする」の推進に向け、JA部会等を対象とした「農業者のためのGAP推進研修会」については、新型コロナウイルス感染防止対策を考慮した上でリモート併用形式により計3回開催したほか、各地域県民局におけるGAP取組拡大に向け、「GAP相談窓口」を継続して設置し、農業者のニーズに応じた個別指導を展開した。

併せて、農業高校が人材育成のために取り組む新規のGAP認証の取得や維持・更新のための審査費用等を支援し、計3校がグローバルGAP等の認証GAPの取得や更新に取り組んだ。



農業高校の認証GAP取得を支援（公開審査）



#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R2年度 (目標)	R元年度 (前年)	R2年度 (R3年1月末)	
認証GAP取得産地数	14産地	28産地	35産地	35産地	

#### (3) 課題等

認証GAP取得に意欲的な農業法人や農業高校等が現れる一方、国交付金について、令和2年度から農業法人対象の認証取得支援が廃止されたこと、また、認証継続にあたって一定額の負担を要することから、農業者の経営判断で取得を取りやめるケースが増えつつあるため、認証取得数は前年度と同じ35産地となった。

今後は、GAPを「とる（認証取得）」と「する（自らの農業経営改善のためのGAP手

法導入)」を分かりやすく農業者に伝え、GAPに対する理解度を向上させる指導のスキルアップが必要である。

**(4) 令和3年度取組方針**

引き続き、GAPに取り組む農業者の育成・確保に向け、農業者のニーズやレベルに応じたGAP指導を行うとともに、JAと連携した生産部会を対象とした改善指導を行う。  
また、国交付金を活用し、農業高校への認証GAP取得を支援する。

**2 エコファーマー認定者数**

**【令和2年度取組方針】**

研修会等を通じた啓発活動により新規認定者の掘り起こしを実施するほか、認定期間満了者に対しては、県の特別栽培農産物など、よりレベルの高い認証制度へ誘導する。

**(1) 取組実績**

農業者を対象に、生産技術及び販売力向上のための研修会を開催した他、エコ農産物販売協力店の設置を行ったものの、認定期間（5年）を満了した者が多かつたため、R元年度のエコファーマー認定者数はH30年度より1,201人減少した。（※R2年度認定者数はR3年4月確定）



エコ農業チャレンジ塾（6回開催）

**(2) 推進目標の達成状況**

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R3年度 (目標)	H30年度 (前年)	R元年度 (実績)	
エコファーマー認定者数	2,771人	3,400人	2,127人	926人	

**(3) 課題等**

認定期間を満了したエコファーマーが再認定を受けるためには、新たな生産技術項目に取り組むことが要件となっており、取り組める技術項目は限られていることから、再認定、再々認定といったようにエコファーマーとして継続的に認定を受け続けることは制度的に困難である。このため、新規認定者の掘り起こしを行う必要があるほか、既認定者に対しては、エコファーマーを契機として、よりレベルの高いエコ農産物の認証制度への誘導を図る必要がある。

**(4) 令和3年度取組方針**

研修会等を通じた啓発活動により新規認定者の掘り起こしを実施するほか、認定期間満了者に対しては、県の特別栽培農産物など、よりレベルの高い認証制度へ誘導する。

### 3 環境にやさしい農業の取組面積

#### 【令和2年度取組方針】

環境にやさしい農業を実践できる担い手を育成するため、新規就農者等を対象とした「エコ農業チャレンジ塾」を開催し、取組の拡大を図るほか、第2期環境保全型農業直接支払交付金制度の周知による取組の拡大を図る。

#### (1) 取組実績

エコ農業チャレンジ塾の実施やエコ農産物販売協力店の設置による販路開拓を支援した。国の環境保全型農業直接支払交付金制度を活用した支援については、令和2年度から当交付金制度の交付単価の変更や国際水準の有機農業が求められる等、大幅変更があるため、要件を欠く生産者等が出ないよう市町村担当者対象に研修等を実施した。

環境にやさしい農業（有機農業、県特別栽培認証、環境保全型農業直接支払交付金）の取組面積（平成30年度実績値）は、前年度から約111ha増加した。（平成30年度実績値）



エコ農業チャレンジ塾（6回開催）



環境保全型農業直接支払制度に係る第三者委員会・現地調査（八戸市）



#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H27年度 (現状)	R3年度 (目標)	H29年度 (前年)	H30年度 (実績)	
環境にやさしい農業の 取組面積	1,651 ha <ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業 589ha</li> <li>特別栽培 412ha</li> <li>環境保全型農業 650ha</li> </ul>	2,880 ha <ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業 880ha</li> <li>特別栽培 700ha</li> <li>環境保全型農業 1,300ha</li> </ul>	1,705 ha <ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業 471ha</li> <li>特別栽培 440ha</li> <li>環境保全型農業 794ha</li> </ul>	1,816 ha <ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業 592ha</li> <li>特別栽培 436ha</li> <li>環境保全型農業 788ha</li> </ul>	令和元年度の有機農業取組面積は令和3年4月に国が公表予定

#### (3) 課題等

環境保全型農業直接支払交付金制度は、令和2年度から第2期が始まり、単価の変更や国際水準の有機農業が求められる等の制度の見直しがされたことから、対象農家が要件未達成とならないよう、引き続き、制度の周知と取組支援が必要である。また、JAの生産部会等を対象に、地域ぐるみによる取組拡大に向けた掘り起こしや啓発が必要である。

#### (4) 令和3年度取組方針

環境にやさしい農業を実践できる担い手を育成するため、土づくりに重点を置きながらより実践的な内容とした「エコ農業チャレンジ塾」を開催して取組の拡大を図るほか、第2期環境保全型農業直接支払交付金制度の周知による取組の拡大を図る。

### 4 その他の取組実績（R2年度実績）

- 日本一健康な土づくり運動の推進（あおもり土づくりの匠 ①67名→②72名）
- 稲わらの焼却面積（③589ha→①555ha）34ha減

## 基本方針Ⅱ 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます

- |      |                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 推進目標 | 1 食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催状況<br>2 食中毒発生件数及び患者数（発生原因が家庭である場合を除く）<br>3 A-HACCPの普及及びHACCPの導入支援 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|

### 1 食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催状況

#### 【令和2年度取組方針】

食品事故の発生や、関係法令・規範等の違反を未然に防ぐため、事業者の自主的な衛生管理意識の向上に向け、引き続き研修会等の開催を事業者に働きかけるとともに、参加人数の確保に向け、関係機関・団体間の連携・情報共有を密にし、講習内容の充実に努める。

#### （1）取組実績

多くの関係団体・組織において、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、例年実施している事業者向け講習会等の活動自粛や、参加人数を制限した小規模開催の措置が取られたことから、令和2年度の食品表示やHACCP等を内容とする事業者向け講習会の開催は170回、参加人数は5,951人となり、前年度から276回、10,456人の減少となった。取組を実施する組織・団体等の割合は77%であった。



米トレマスター養成研修会（八戸市）

#### （2）推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 （現状）	R4年度 （目標）	R元年度 （前年）	R2年度 （R3年1月末）	
開催回数	407回	440回	446回	170回	
参加人数	17,040人	18,700人	16,407人	5,951人	
組織割合	82%	100%	85%	77%	

#### （3）令和3年度取組方針

引き続き、食品事故の発生や、関係法令・規範等の違反を未然に防ぐため、事業者の自主的な衛生管理意識の向上に向けた研修会等の開催を事業者に働きかけるとともに、従来実施してきた集合型研修の開催にあたっては、関係機関・団体間の連携・情報共有を密にしながら、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期した上で、リモート形式併用も含めた適切な研修運営が行えるよう、参加者の確保と講習内容の充実に努める。

## 2 食中毒発生件数及び患者数（発生原因が家庭である場合を除く）

### 【令和2年度取組方針】

仕出し弁当業者等の大量調理施設に対し重点的に監視指導を行うほか、近年、発生の多いノロウイルスやカンピロバクター等の食中毒予防に関する啓発活動を強化する。

また、原則全ての食品等事業者を対象としてHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、食品等事業者に対し、その施設の取組状況に応じてきめ細やかに指導・助言を行う。

#### (1) 取組実績

食品取扱施設に対する監視指導や、食品衛生責任者を対象とした講習会等により食品衛生指導に努めた結果、食中毒発生件数は0件であった。

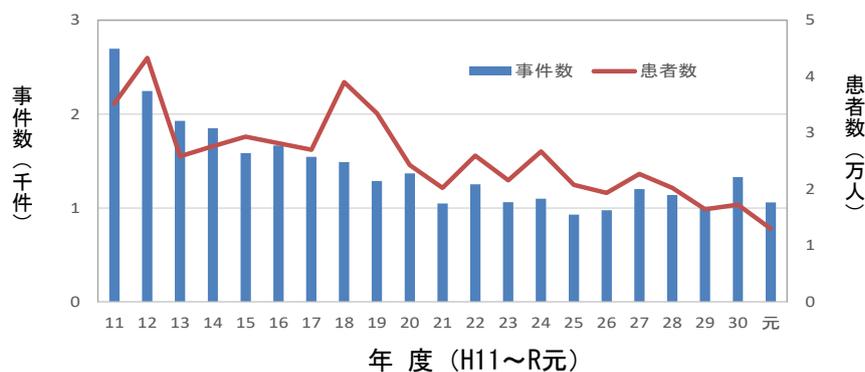
#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H27年度 (現状)	R 4 年度 (目標)	R 元年度 (前年)	R 2 年度 (R3年1月末)	
食中毒発生件数	5 件	0 件	4 件	0 件	
食中毒患者数	87 人	0 人	62 人	0 人	

#### (3) 課題等

食中毒発生事件数は全国的に下げ止まりの傾向があり、今後は高齢者の割合が増え、食中毒のリスクがより高まっていく可能性が問題視されている。食中毒の原因は、食品取扱者の健康管理、手洗いの実施、食品の衛生的取扱い等の一般的衛生管理が徹底されていなかったことによるものが多いことから、普段から行っている一般的衛生管理を適切に実施しつつ、その上で、HACCPに沿った衛生管理の手法を取り入れ、食品の安全性を向上させる必要がある。

食中毒患者数の発生推移（全国） ※資料出所 厚生労働省



#### (4) 令和3年度取組方針

仕出し弁当業者等の大量調理施設や宅配・テイクアウトを行う飲食店等に対し重点的に監視指導を行うほか、近年、発生の多いノロウイルスやカンピロバクター等の食中毒予防に関する啓発活動を強化する。

また、本年6月からHACCPに沿った衛生管理の制度化が完全施行されることから、食品等事業者に対し、その施設の取組状況に応じてきめ細やかに指導・助言し、制度化に円滑に対応できるよう支援するとともに、HACCPに沿った衛生管理が適正に実施されているか監視指導を行う。

### 3 A-HACCPの普及及びHACCPの導入支援

**【令和2年度取組方針】**  
 食品関係事業者に対し、食品衛生法改正内容を周知するほか、A-HACCPの取組やHACCPの導入を積極的に支援していく。

#### (1) 取組実績

県内食品等事業者に対し、保健所による施設監視時や食品衛生講習会等においてHACCPに関する普及啓発を行った結果、A-HACCP認証施設は前年度から33施設増加して243施設、HACCP導入施設数は前年度から10施設増加した。

#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H28年度 (現状)	R 4年度 (目標)	R元年度 (前年)	R 2年度 (R3年1月末)	
A-HACCP認証施設数	91施設	141施設	210施設	243施設	
HACCP導入施設数	17施設	67施設	69施設	79施設	

#### (3) 課題等

HACCPに関する普及啓発を積極的に行った結果、A-HACCP認証施設数及びHACCP導入施設数は順調に増加し、HACCPの裾野が広がりつつある一方、中小規模の食品等事業者においては、人材不足やHACCPに関する理解不足により普及が進んでいない。

#### (4) 令和3年度取組方針

本年6月からHACCPに沿った衛生管理の制度化が完全施行されることから、特に中小規模の食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、関係団体等の協力を得て引き続き制度の周知を図るとともに、国が内容を確認した手引書に基づき、指導・助言やHACCPを指導する人材の育成を行う。

### 4 その他の取組実績 (R2年度 (令和2年5月1日現在))

○学校給食施設におけるドライ運用とドライシステム化 (ドライ施設 ①76.2→②80.2%)

## 基本方針Ⅲ 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます

- |      |                            |
|------|----------------------------|
| 推進目標 | 1 食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催 |
|      | 2 学校給食における県産食材の利用割合        |

### 1 食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催

#### 【令和2年度取組方針】

食品の安全・安心に関する研修会やイベント、講演会、公開講座等を開催し、食品に対する正しい知識等の普及に努めるとともに、参加人数の確保に向けて研修内容等の充実に努める。

#### (1) 取組実績

多くの関係団体・組織において、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、例年実施している消費者向け研修会やイベントの活動自粛や、参加人数を制限した小規模開催措置が取られたことから、消費者向けの研修会やイベント、公開講座などの開催回数は26回で前年より90回減少し、参加人数は1,210人で前年より17,759人減少した。取組を実施する組織・団体等の割合は前年度より35%であった。



食品表示研修会（野辺地町）



消費生活大学講座（青森市）

#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R4年度 (目標)	R元年度 (前年)	R2年度 (R3年1月末)	
開催回数	75回	120回	138回	26回	
参加人数	12,826人	16,600人	23,795人	1,210人	
組織割合	40%	100%	50%	35%	

#### (3) 令和3年度取組方針

食品の安全に関する正しい知識を習得し、自らが食品の安全対策に高い意識を持ち、実践する消費者を増やすため、引き続き、講習会やイベント、公開講座等を開催し、食品に対する正しい知識等の普及に努める。従来実施してきた集合型研修の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期した上で、リモート形式併用も含めた適切な研修運営が行えるよう、参加者の確保と講習内容の充実に努める。

## 2 学校給食における県産食材の利用割合

### 【令和2年度取組方針】

県産利用率の低い食品群の供給拡大に向けた検討会議や、学校栄養士等を対象とした生産現場での研修会、県産加工品の展示・試食会等を開催する。

#### (1) 取組実績

学校給食における県産食材の利用割合は、令和元年度で66.5%となっている。種類別では、米や牛乳の利用割合は高いものの、野菜や水産物では低い状況にある。

(参考：食材利用率(R元年度)…主食・牛乳97.8%、いも類・野菜29.9%、水産物18.0%)

#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H27年度 (現状)	R5年度 (目標)	H30年度 (前年)	R元年度 (実績)	
学校給食における県産食材の利用割合	66.5%	68.6%	66.6%	66.5%	

#### (3) 課題等

いも類・野菜の利用率が低いことから、給食関係者等と意見交換し、利用率向上に向けた取組を検討していく必要がある。

#### (4) 令和3年度取組方針

学校給食用野菜の供給拡大に向けた産地及び流通・加工業者等による検討会、学校栄養士等を対象とした生産現場での現地講座や調理講習会、県産加工品の試作品開発に向けた検討会及び展示・試食会を開催する。

## 3 その他の取組実績 (R2年実績)

○消費者と生産者の交流による相互理解の推進 (①4回→②1回)

○消費生活相談窓口への「食の安全・安心に関する」相談件数 (①56件→②39件)

<相談事例>

- ・ドーナツ店の店内にグルテンフリーと掲示があった。息子が小麦アレルギーだったので店員に確認したところ「米粉使用でグルテンは不使用」と回答があったが、購入して息子に食べさせたところ、全身に蕁麻疹が出て嘔吐するなど、アナフィラキシーショックを起こした。
- ・お試して注文したダイエットサプリを服用したら、お腹が緩くなり、背中と脇腹に湿疹ができた。
- ・隣のきのこの直売所で購入した、天然のしめじを調理しようとしたら、色合いの違うきのこが混在していた。食用してもいいか不安なので、鑑定してくれる機関を紹介して欲しい。

## 基本方針Ⅳ 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます

### 推進目標 1 食品表示ウォッチャーによる監視における不適正店舗率

#### 1 食品表示ウォッチャーによる監視における不適正店舗率

##### 【令和2年度取組方針】

食品表示ウォッチャー98名による食品表示状況のモニターを継続実施するとともに、報告された不適正店舗に対しては、きめ細かな指導や表示の改善を促していくことによって不適正店舗率0パーセントを目指す。

##### (1) 取組実績

食品表示の適正化及び消費者の食品表示への理解促進を図るため、県内一般消費者を対象に青森県食品表示ウォッチャーの募集を行い、98名による食品表示状況のモニターを実施した。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、毎年開催していたウォッチャー委嘱内定者対象の食品表示研修会を開催に代えて、制度内容等をより詳細に記載した資料配布を行い、各ウォッチャーの食品表示制度に対する理解促進を図った。

ウォッチャーによる調査では、6か月の活動期間で計1,062店舗（R2年12月末現在）を調査し、報告された不適正店舗に対しては、県職員が個別に指導を行い、表示の改善を促した。



##### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R2年度 (目標)	R元年度 (前年)	R2年度 (R2年12月末)	
食品表示不適正店舗率	1.0%	0.0%	0.9%	1.2%	

##### (3) 課題等

これまでの調査、指導の結果、令和2年度12月末時点の食品表示不適正店舗率は1.2%と、前年度の12月末時点(1.0%)より0.2ポイント増加している。このことについて、令和2年度はウォッチャー経験者のみを募集、委嘱したことから、より厳しい監視モニター活動が行われたこと、スーパー及び量販店等以外の店舗(温泉施設等)における不適正表示の報告も挙げられたことが、要因と考えられる。

食品販売事業者に対し、研修会等を通じて、食品表示への理解、適正表示への取組をより一層周知し、指導する必要がある。

##### (4) 令和3年度取組方針

食品表示ウォッチャー100名による食品表示状況のモニターを継続実施するとともに、報告された不適正店舗に対しては、きめ細かな指導や表示の改善を促していくことによって不適正店舗率0パーセントを目指す。

## 2 その他の取組実績（R2年度実績）

- 県食品衛生監視指導計画に基づく食品の立入検査の実施  
立入検査：(①12,677件→②7,830件) ※令和2年12月末現在
- 県産農林水産物等の放射性物質モニタリング調査の実施  
(①701件→②629件)、(①57品目→②54品目) ※令和3年2月25日現在
- 学校給食用食材の放射性物質調査の実施  
検査件数 (①359件→②196件) ※令和3年1月末現在

## 基本方針Ⅴ 県は緊急時における対応を整備・強化していきます

### 推進目標 1 高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生件数

#### 1 高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生件数

##### 【令和2年度取組方針】

引き続き、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫等の発生に備えて、情報連絡会議を開催し、令和元年に改正した特定家畜伝染病対策マニュアルに基づき関係者の役割分担を確認するほか、特定家畜伝染病発生時の動員職員を対象とした防疫演習を実施する。また、地域県民局や協定締結団体との連絡体制及び作業手順を確認するための実動演習を実施する。

##### (1) 取組実績

本県における高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の発生に迅速に対応するため、庁内情報連絡会議を開催し、国内外の最新の発生状況や発生時の連絡体制、防疫作業について情報共有した。

発生農場の防疫作業を実施する庁内の動員予定者については、防疫机上演習により、防疫作業の内容や防護服の着脱について動画や実動で説明し、対応への理解を深めた。

また、豚熱の発生を想定して、防疫資材の運搬や養豚場において、実際に防疫作業の指揮をとる家畜保健衛生所の防疫対策チームの模擬作業の訓練と地域農林水産部の畜産担当職員による現場事務所の設置・運営の訓練を行った。



##### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R 4年度 (目標)	R元年度 (前年)	R 2年度 (R3年1月末)	
高病原性鳥インフルエンザの発生件数	2件	0件	0件	0件	
口蹄疫の発生件数	0件	0件	0件	0件	

##### (3) 課題等

国内で高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生が収束していないことから、万が一の特定家畜伝染病の発生に備えて県対策マニュアルや動員基本方針に基づく、連絡・動員体制や役割分担を確認し、迅速な初動対応と的確な防疫作業を行うための訓練が必要である。

##### (4) 令和3年度取組方針

引き続き、高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱等の発生に備えて、情報連絡会議を開催し、緊急時の連絡体制、役割分担を確認するほか、特定家畜伝染病発生時の動員職員を対象とした防疫作業の説明会や机上演習を実施する。また、地域県民局や協定締結団体との連絡体制及び作業手順を確認するための実動演習を実施する。

## 基本方針Ⅵ 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます

### 推進目標 1 食の安全・安心に関する県民意識（アンケート調査結果）

#### 1 食の安全・安心に関する県民意識（アンケート調査結果）

##### 【令和2年度取組方針】

消費者の食の不安を取り除き、安心感を提供するため、引き続き、イベントや研修の場を活用して食に関する正しい知識の向上や、食品リスクに関する正しい情報の発信に取り組むとともに、「健康な土づくり」をはじめとした、消費者から信頼される安全・安心な農産物生産の情報発信等により、県民の信頼度の向上を図り、県産品の消費拡大に努める。

##### （1）取組実績

食の安全・安心に関する県民意識アンケート調査を、青森県生活協同組合連合会、青森県消費者協会及び食の安全・安心推進大会参加者の協力を得て実施した。

調査の結果、584名（前年：815名）から回答があり、食の安全・安心に関する基礎知識を持つ県民の割合は95%で、前年度より1ポイント増加し、県産品に対する信頼度は88%で、前年度より10ポイント増加した。

##### （2）推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H28年度 (現状)	R 4 年度 (目標)	R 元年度 (前年)	R 2 年度 (実績)	
基礎的知識を持つ県民の割合	85%	95%	94%	95%	
県産品に対する県民の信頼度	70%	95%	78%	88%	

##### （3）課題等

アンケート結果では、食に対し不安に感じていることとして「農産物への残留農薬」（38%）や「カドミウムやダイオキシンなどの汚染物質」（37%）など、食品を食べた時に健康被害が起きる危険性（食品リスク）に関する内容が最も多いことから、リスク分析に基づく正しい知識の習得や情報発信などが必要である。

なお、今年度、新たにアンケートの設問とした「食品と新型コロナウイルス感染症の関連性」については、概ね8割以上の県民が、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば、食品や食品の包装そのものを介した感染の心配はないことを理解していた。

##### （4）令和3年度取組方針

消費者の食の不安を取り除き、安心感を提供するため、消費者との食品の安全性に関する意見交換や食品リスクに関する正しい情報伝達などのリスクコミュニケーションに努めるとともに、消費者から信頼される安全・安心な農林水産物生産の情報発信等を通じて、県産品に対する県民の更なる信頼度向上に取り組む。

#### 2 その他の取組実績（R2年度実績）

- 消費者等からの要請を受けて実施した研修会等の実施（開催回数①2回→②1回）
- 県ホームページにおける放射性物質等に関する情報の随時公開  
⇒ホームページ「青森県産農林水産物の放射性物質調査結果」の開設（H24年7月）  
ホームページへのアクセス数（①8,270件→②4,753件）※令和3年2月末現在